

京都大学大学院経済学研究科・経済学部
林信太郎文書コレクション利用規則

平成 19 年 10 月 25 日施行

(資料の内容と保管)

第 1 条 林信太郎文書コレクションは（以下、林コレクションと略す）、林信太郎氏より寄贈された文書類で、林信太郎「文献目録データベース」に収録されているものをいう。林コレクションは、調査資料室が管理するものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 林コレクションは、一般の利用に供するものとする。

(開室)

第 3 条 利用時間は調査資料室の開室時間とする。

（調査資料室の開室時間・休室は「調査資料室所蔵資料利用規則」で規定されている）

(閲覧)

第 4 条 林コレクションの閲覧は調査資料室にて所定の手続きをとって、調査資料室内で行うものとする。閲覧の時間は当日内とする。

(閲覧の制限)

第 5 条 資料の原本を利用されることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合は閲覧を制限することができる。

(貸出の禁止)

第 6 条 林コレクションはコピー等のための一時持ち出しは認めるが、貸出しあはしない。

(資料の返却)

第 7 条 林コレクションは閲覧を終えた時点、また調査資料室の開室時間内にすみやかに調査資料室カウンターに返却しなければならない。

(一般的禁止事項)

第 8 条 「調査資料室所蔵資料利用規則」第 10 条に準ずる。

(資料の破損)

第 9 条 閲覧の図書を破損、汚損もしくは亡失したときは、ただちにその旨届出、掛員の指示に従わなければならない。

(雑則)

第 10 条 利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの規則を常時調査資料室内に備え付けるものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 25 日から施行する。